

統計改革推進会議中間報告

概要

平成 29 年 4 月

1. EBPM（証拠に基づく政策立案）推進体制の構築

（1）基本的な考え方

- 政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル(EBPMサイクル)を構築することが必要
- 官民データ活用推進基本計画においてEBPM推進の基本的方針を定める

（2）推進の要の整備

- 府省の行政に関し、EBPM推進に係る取組を総括するEBPM推進統括官(仮称)を各府省に設置
- EBPM推進統括官等から構成され、政府横断的なEBPM推進機能を担うEBPM推進委員会(仮称)を官民データ活用推進戦略会議の下に設置

（3）政策、施策、事務事業の各段階における取組

- 政策、施策、事務事業の各段階において、当面、順次、以下の取組によりEBPMの実践を進める
 - 経済・財政再生計画の点検・評価における取組（政策）
 - 政策評価における取組（施策）
 - 行政事業レビューにおける取組（事務事業）

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

- 経済センサスなど基礎統計や推計手法等の推計基盤の改善・充実を通じて、加工統計であるGDPの各推計(基準年推計、年次推計及び四半期推計)の精度が向上

(2) より正確な景気判断に資する基礎統計改善、GDP統計の加工・推計手法改善に向けた取組

- 「統計改革の基本方針」(別紙Ⅰ、Ⅱ等)に基づき、GDP統計の基礎統計や加工・推計手法の改善に2017年度から順次取り組む

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

- 経済構造の実態をより正確に反映する供給・使用表(SUT)体系へ移行し、GDP統計の推計精度が向上
- SUT体系移行のために、2017年度から順次、生産物分類・産業分類やビジネスレジスターの整備、経済センサス・投入調査の拡充・改善、ビジネスサーベイ(仮称)の創設などの取組を進める

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

(1) 統計システムの再構築

- 統計関係法制を総合的に見直し、統計及び統計マイクロデータの更なる利活用と、新たに行政記録情報や民間の保有する各種データの積極的な利活用を促進
- 各府省が統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイドラインを策定

(2) 利活用の促進

- 統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、ユーザーのデータ・リテラシーの向上などの基盤を整備

(例)

- e-Stat（政府統計の総合窓口）の機能強化
- オンサイト施設の整備
- 一般の人が利用できる匿名データの提供
- 統計的利活用に即した形での行政記録情報の標準化・電子化
- 統計研修の充実・強化

4. 報告者負担の軽減と統計行政の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

- 報告者が別途各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することや、詳細な調査に代えて、企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みを構築

(2) 統計行政の見直し・業務効率化

- 統計委員会に「統計棚卸チーム(仮称)」を設置して定期的な棚卸しを実施し、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等を徹底

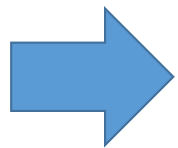
(3) 統計改革の推進の基盤強化

- E B P Mの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる分厚い人材層を総合的に構築し、必要なリソースを確保するため、人材の確保・育成等に関する方針を策定
- 専門性と公正性・中立性を強化し、自律性・機動性を高める観点から、統計委員会の機能を強化し、建議・勧告・フォローアップ機能等を付与・強化

最終とりまとめに向けて、引き続き、

- 統計マイクロデータや行政記録情報の利活用
- 分散型統計機構の中での一体性確保の在り方
- 改革に必要となるリソースの在り方
- 今後の統計改革の推進体制 等

について検討



5月中旬を目途に具体的な方針を取りまとめ、今夏の骨太方針に反映